

厚木航空基地ファミリー・サポート・センター (At-FSC) 運営要領

(At-FSC の組織)

- 第1条 厚木航空基地を支援する6団体（公益社団法人隊友会神奈川県隊友会県央支部、神奈川県自衛隊家族会 大和地区会、神奈川県自衛隊家族会 海老名・綾瀬地区会、公益財団法人水交会湘南支部、自衛隊厚木基地協力会、大和市自衛隊協力会）は、協賛により厚木航空基地ファミリー・サポート・センター（以下「At-FSC」という。）を設置する。
- 2 At-FSCの代表者を水交会湘南支部（以下「湘南水交会」という。）会長とする。
- 3 第4航空群厚木航空基地隊（以下「基地隊」という。）は、At-FSCの運営を支援する。
- 4 At-FSCの事務を処理するため、事務局を設置する。
- 5 事務局に事務局長及び事務局員を置く。
- （1）事務局長を、湘南水交会幹事とし、At-FSC代表者が指定する。
- （2）事務局員は、6団体からの派出者（各団体1～2名を指定）をもって当てる。
- 6 事務局の主たる事務所を神奈川県綾瀬市無番地厚木航空基地内に置く。
- （平成29年1月1日 全国自衛隊父兄会の自衛隊家族会への名称変更に伴い、一部改正）

(用 語)

- 第2条 この運営要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
- （1）依頼会員 園児・児童の一時預かりを希望しAt-FSCに登録する隊員
- （2）提供会員 園児・児童の一時預かりを行うAt-FSCに登録する会員

注：本覚書における園児・児童とは、幼稚園に通う「年少」または保育所などに通う同等の子供から小学生までをいう。

(At-FSC 運営の目的)

- 第3条 At-FSCは、海上自衛隊の災害派遣等に伴う緊急登庁に際し、厚木地区（大和・綾瀬市及びその周辺をいう。）において依頼会員の保護が得られなくなる園児・児童を提供会員が一時的に預かり、隊員が職務に専念できる環境形成に寄与することを目的として運営する。

(対 象)

第4条 一時預かりの対象は、病児、病後児に該当しない園児・児童とする。

但し、提供会員の同意がある場合に限り、園児・児童に同伴する弟妹を含むことができる。

(基地隊による支援)

第5条 At-FSC は、基地隊により次の支援を受ける。

- (1) At-FSC 事務所の提供
- (2) プリンターの提供
- (3) 書庫、机、椅子及び内線用電話（番号 2362）の提供
- (4) 依頼会員の募集及び申込者に対する申込書等の作成指導
- (5) その他 At-FSC 運営に係わる、At-FSC 事務局からの要望事項

(At-FSC の業務)

第6条 At-FSC は、次の業務を行う。

(1) 依頼会員の登録等

ア 依頼会員応募者が提出する依頼会員申込書（別紙様式第1）受領をもって依頼会員の登録、会員の退会届をもって登録解除とし、「依頼会員一覧表」を作成、維持する。

イ 毎年4月の進学、進級に合わせた依頼会員申込書の再提出により定期更新を行う。

ウ 依頼会員から受領した申込書の写しを1部作成し、依頼会員へ配布する。

(2) 提供会員の募集、登録等

ア 6団体を通じて提供会員を募集する。

イ 提供会員応募者が提出する提供会員申込書（別紙様式第2）受領をもって提供会員の仮登録とし、依頼・提供会員の組合せをもって正登録とする。

また、会員の退会届をもって登録を解除する。

ウ 正登録の会員について「正登録提供会員一覧表」を作成、維持する。

エ 提供会員から受領した申込書の写しを1部作成し、提供会員へ配布する。

(3) 依頼・提供会員組合せ等の「援助活動」に係る調整

ア 依頼会員の登録後速やかに提供会員を選定し、依頼・提供会員の組合せを行い、別紙様式第3の「依頼会員に対する提供会員の割当て票」及び別紙様式第4の「事前打合せ書」を作成する。組合せの手順については、At - FSC 代表者が別に示す。

イ 別紙様式第4の「事前打ち合せ書」に所要の記入を行い、その写しを2部作成して依頼・提供会員へそれぞれ配布する。

ウ 組合せ済みの依頼会員又は提供会員が退会した場合は、速やかに所要の調

整を行う。

(4) 講習会・訓練への参加

第4航空群が企画実施する「基地内一時預かり所」対応要員向けの講習及び緊急登庁訓練等に、希望する提供会員を参加させる。

(5) 家族交流会の企画、実施

基地隊の支援を得て、依頼会員と提供会員の交流会を企画、実施する。

(6) 活動日誌の記録

援助活動が行われた際には、活動後に提供会員から提出される別紙様式第5の「活動報告書」を基に別紙様式第6の「活動日誌」を記録する。

(7) 保険の加入及び事故発生時の措置

ア 提供会員を被保険者とする賠償責任保険「子育て相互援助活動補償保険」に加入する。

引受保険会社：東京海上日動火災保険㈱

代理店：一般財団法人 女性労働協会

イ 援助活動において事故が発生した場合、円滑な解決に向けて会員間の連絡を行うとともに、当該賠償責任保険の約款に基づき事故通知等の措置を行う。

(依頼会員及び提供会員)

第7条 依頼会員及び提供会員は、At-FSC 運営の目的を理解して登録するものとする。

2 依頼会員の登録は、預かりの対象となる子供が傷害保険に加入していることを条件とする。

3 援助活動における依頼会員と提供会員の関係は準委任契約とする。

4 提供会員は、事前打合せ書に基づき、依頼会員の依頼に応じて援助活動を行う。

5 会員が退会する場合は、その旨を At-FSC 事務局または基地隊厚生隊（以下「厚生隊」という。）へ届け出るものとする。

6 会員は、本活動を通じて知り得た個人情報を本活動以外に使用してはならない。

(援助活動の内容)

第8条 提供会員は、次を行う。

(1) 就学時間以外の子供の預かり

(2) 学校等への送迎（援助活動の開始終了に伴う指定場所への送迎を含む。）

(3) その他、子供の保護のため必要な事項（原則として、事前打合せ書記載の範囲とする。）

2 子供を預かる場所は、原則として提供会員の家庭とする。ただし、当事者間で

合意がある場合はその限りではない。

3 子供の預かり期間は、連泊の場合、最大2泊を基準とする。

(緊急登庁時の手順)

第9条 依頼会員が緊急登庁を命ぜられた場合は、次の手順による。

(1) 依頼会員は、事前に調整した依頼順位に沿って、直接に提供会員へ援助を依頼する。

なお、依頼が不調に終わった場合、依頼会員は厚生隊厚生班と事後の処置について調整する。

(2) 提供会員は、援助活動終了後速やかに「活動報告書(別紙様式第5)」に必要事項を記入し、At-FSC事務局へ提出するものとする。

(報酬及び経費)

第10条 依頼会員は、提供会員に対し、援助活動終了後、次を基準として報酬を支払うものとする。

子供一人1時間当たり 700円(兄弟姉妹の場合、二人目以降は半額)。

注1: 援助活動時間の計数において、0~30分未満は0.5時間、30分を超える場合は1時間とする。

注2: 上記に拘らず、1日当たりの上限を10,000円とする(兄弟姉妹の場合二人目以降は半額)。

2 通常の援助活動に伴う食費、交通費は、原則として提供会員が支出する。

3 前項に含まれない支出は、依頼会員が清算する。

(個人情報保護方針)

第11条 At-FSC個人情報保護方針について、At-FSC代表者が別に定める。

(データの管理)

第12条 At-FSCにおけるデータ管理要領について、At-FSC代表者が別に定める。

(事務局と会員間及び会員間等の通信)

第13条 At-FSCにおける通信要領について、At-FSC代表者が別に定める。

(連絡窓口の設置)

第14条 厚生隊は、At-FSC支援のための連絡窓口を設置する。

(会計等)

第 15 条 At-FSC の運営に係わる経費は、厚木航空基地支援団体連絡協議会会則第 13 条 2 項に定める各団体の予算措置を経た拠出金をもって支弁する。

2 会計処理については、厚木航空基地支援団体連絡協議会会則第 13 条 3 項の定めるところによる。

附則

この運営要領は、平成 28 年 7 月 11 日から施行する。

附則（平成 29 年 1 月 1 日変更）

この運営要領は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。